

## MS 認証信頼性向上イニシアティブに基づく 認証組織情報自主公開プログラム実施要領

公益財団法人 日本適合性認定協会  
一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

2009年8月に公表したMS認証信頼性ガイドライン対応委員会アクションプランに基づき、「認証組織の情報公開」について検討を重ねてきた。2010年12月に発表したMS認証懇談会報告書「MS信頼性ガイドラインに対するアクションプラン Part 2」において、自主参加型情報公開プログラム（仮称）の設立を提言し、その後、実施要領の検討を進めてきたが、今般、「認証組織情報自主公開プログラム」として開始することとした。

### 1) 認証組織の情報公開の目的：

認証組織の情報公開については、認証機関に対する要求事項である JIS Q 17021 8 章「情報に関する要求事項」で、認証機関が公開すべき情報と、機密情報として保持すべきことが明確に規定されている。同規格 8.3 項では、認証機関が一般にアクセス可能、または要請に応じて提供すべき最小限の情報として、組織の名称、関連規準文書、認証の範囲、並びに例えば、国及び市のような地理的所在地を明記している。

一方、社会からは、マネジメントシステム（MS）認証についての信頼性に疑問を投げかけられており、認証制度の信頼性を向上させることが急務であるとして、経済産業省から MS 認証信頼性確保のためのガイドラインが出され、それへの対応の一環として認証組織の情報公開について検討が始まったものである。

認証機関が公開する上述の認証組織の情報に加え、認証組織が自ら MS の構築・運用状況を公開することで、組織の目標達成に果たす MS の役割が明確となり、その結果、認証に値する組織としての認知度も高くなると期待される。このことが認証の透明性を高め、その結果、MS 認証の信頼性向上につながり、そしてこれを広く認証組織に普及拡大させることで、認証スキーム全体の信頼性向上へつなげることを目的とする。

なお、既に環境報告書、CSR 報告書等を公開している組織もあるが、本情報公開プログラムは、認証組織の MS に係る主要項目について公開し、社会の理解を深めようとするものである。

### 2) 本情報公開に当たっての考え方：

本認証組織情報自主公開プログラムについては、認証制度の中では推奨事項として扱われ、組織が取得した全ての認証に関わる MS 関連の情報を、任意で自らのウェブサイト公開する。

本プログラム参加対象となる組織は、現在、JAB あるいは JIPDEC に認定を受けた認証機関、もしくは下記注) に示す認証機関から MS 認証を受けている組織、並びに新たに認証を受けようとする組織で、認証の申請を受理された組織とする。

注) JAB 及び JIPDEC が「MS 認証信頼性向上イニシアティブ」と同等の活動を実施していることを確認した認定機関から認定を受け、かつ「MS 認証信頼性向上イニシアティブ」に基づく活動に参加している認証機関

本プログラムへの参加組織は、MS 信頼性向上活動に積極的に参加している組織として、MS 認証懇談会のウェブサイトにて公表する参加認証組織一覧表に記載する。

JAB あるいは JIPDEC に認定を受けた認証機関、もしくは上記の注) に示された認証機関で、本プログラムに賛同し、認証組織に対し積極的に該当情報の公開を呼び掛けるなどの活動を行う機関については、同じく MS 認証懇談会のウェブサイトにて公表する参加認証機関一覧表に記載する。

認証組織が公表する情報については、既に CSR 報告書、環境報告書等があるが、本プログラムに基づく公開情報は、認証の対象である組織の MS についての情報を公開する。

公開情報の作成に当たっては、「認証組織の情報公開ガイドライン」に示された指針、サンプル例を参考とし、認証組織自らが公開に相当と判断した内容を記載する。従って、情報の機密性については、組織が自主的に判断する。

注) CSR 報告書、環境報告書に記載されている情報のうち、本プログラムに該当する部分を活用してもよい。

認証組織が情報を公開するにあたり、認証を受けた全ての MS を情報公開の対象とすることを原則とするが、JAB あるいは JIPDEC、もしくは上記 2) 注) に記載の認定機関の認定を受けていない MS 認証については対象外とする。

全ての対象 MS を一斉に公開できない場合は、全てを公開するとの意思表示をして、段階的に公開することでも良いこととする。ただし、公開のスケジュールを明らかにする。

注 1) 同様に、各 MS に係るガイドラインで示された公開項目についても、一度に全てを公開せず、項目ごとに順次公開することでも良い。この場合、全部の項目を公開する予定を通知する。

認証組織が公開する情報は、公開後に認証機関に通知する。当該情報は、認証審査において参照するよう努める。

### 3) 本プログラム実施手順:

#### 3-1 認証組織の公開手順:

本プログラムに参加しようとする認証組織は、認証機関に参加を申し出る。(申し出に係る事項等は別途定める)

申し出に当たっては、情報公開前の段階にあつては、認証の対象である MS 情報(認証を受けている MS 情報は原則すべて対象とする; 2) 参照)、公開スケジュール(何時頃までにどの MS 情報を公開するのか)を関連情報として認証機関に提出する。

該当する情報の公開後、公開対象の MS 情報、公開日及び URL(当該公開情報の画面)を認証機関に通知する。

段階的に情報を公開する場合、該当情報の公開の都度、上記と同じ手順を実施する。

当初申請後、新たに認証を受けたプログラムがある場合、上記以降の手順を実施する。

### 3 - 2 認証機関の取り扱い手順：

本プログラムへの参加を決めた認証機関は、その旨を自身のウェブサイト公表し、更に JAB もしくは JIPDEC に対し参加方通知するとともに、認証組織へ本プログラムへの参加を呼び掛ける。

認証組織から本プログラム参加の申し出を受け付けた認証機関は、当該申し出情報を認定機関に通知する。

認証機関は、受け付けた認証組織の一覧表を別途定める様式に従って作成し、自身のウェブサイトで公表するか、MS 認証懇談会ウェブサイトで公表された一覧表にリンクを張る。自身のウェブサイト当該一覧表を公表した場合は、認証組織から受領した URL に基づき、一覧表の認証組織名から、当該組織の公開画面にアクセスできるようにリンクを張る。

上記 3 - 1 の 、 、 の場合、通知された情報を基に上記の一覧表を更新するとともに、当該情報を認定機関に通知する。

### 3 - 3 認定機関の取り扱い手順：

JAB 及び JIPDEC は、上記 3 - 2 の により通知を受けた認証機関の情報をとりまとめ、MS 認証懇談会のウェブサイト一覧表として公表する。また、3 - 2 の により認証機関から通知された情報に基づき、本プログラム参加認証組織の一覧表を作成する。各認定機関は作成した本プログラム参加認証組織の一覧表を統合し、MS 認証懇談会のウェブサイトで公表する。

MS 認証懇談会のウェブサイトで公表された一覧表の維持・改訂は、両認定機関が取り決めのうえ実施する。

JAB 及び JIPDEC は、各機関のウェブサイトから MS 認証懇談会のウェブサイトリンクを張る。

認証組織が該当情報を公開し、3 - 1 の に係る情報が認証機関から通知された場合は、上記 で作成され、MS 認証懇談会ウェブサイト公表された一覧表の認証組織名から、当該組織の公開情報画面にアクセスできるようにリンクを張る。

上記 3 - 2 の により認証機関から通知された情報に基づき、MS 認証懇談会ウェブサイト記載の一覧表を更新する。

## 4 ) 本プログラム実施スケジュール：

8 月 05 日(金)：MS 認証懇談会、及び認定機関のウェブサイト本プログラムの創設を一般向けに公表

8 月 26 日(金)：認証機関の参加申し込み(3 - 2 )、及び組織から認証機関を通じた

認定機関への参加申し込み（3 - 2 ）の受付締切り（8 月 31 日公開分）

8 月 31 日(水):MS 認証懇談会ウェブサイトにて参加認証組織及び参加認証機関一覧表の公表

注) 上記以降、MS 認証懇談会ウェブサイトは、毎月末に更新する。認証機関から認定機関への更新情報（3 - 2 の通知）の連絡は、月末日の 1 週間前迄とする。

添付資料：

「認証組織の情報公開ガイドライン」

「情報公開サンプル例」

「FAQ」

「申込書雛形」

「認証機関情報自主公開プログラム 参加組織リスト仕様 Ver.1.0

以上